

<b>Z O 1</b> <b>入 門</b> (短期集中講座)	<b>特許調査担当者 速成講座</b> 特許調査の第一歩 特許情報検索での公報の読み方 特許調査種類別の検索とポイント
講 師	1 日目 : 馬場 淳子 (元 ㈱日本電気特許技術情報センター) 2、3 日目 : 井手 功人 (日本パテントデータサービス㈱ 知財研修部課長)
日 程	東京会場 5 月 25 日 (火) ~27 日 (木)、10 月 19 日 (火) ~21 日 (木)、 2022 年 3 月 15 日 (火) ~17 日 (木)
	大阪会場 7 月 13 日 (火) ~15 日 (木)、2022 年 1 月 25 日 (火) ~27 日 (木)
時 間	全 2.5 日間 (1 日目 : 13:30~16:30、2、3 日目 : 10:00~16:00)
アクセス	<a href="https://www.jpds.co.jp/company/access.html">https://www.jpds.co.jp/company/access.html</a>
定 員	東京会場 : 24 名、大阪会場 : 12 名 (先着順申し込み)
受講料	39,000 円 (税込 42,900 円)
対 象	研究開発者、特許調査担当の初心者
<b>内 容</b>	
新たに研究開発部門等から異動された特許調査担当者の方々を対象に、特許調査担当者としての心構え、依頼者に接する姿勢 (ヒアリング等のコミュニケーションのポイント、注意事項)、特許情報検索における特許公報の見方と速読方法、特許調査の種類、特許調査のテーマに沿ったアプローチ方法、技術用語や特許分類の選定方法までを 3 日連続で一気に学びます。	
<b>プログラム</b>	
<b>1 日目</b>	<b>特許調査の第一歩</b>
1. サーチャーターの役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>組織の中での調査の位置づけ</li> <li>事業の中での調査のタイミング</li> <li>事業の流れとサーチャーター</li> <li>特許出願とサーチャーター</li> </ul>	<b>2 日目</b>
2. サーチャーターの心得 <ul style="list-style-type: none"> <li>あなたは何を求められていますか?</li> <li>顧客満足度を上げるには</li> </ul>	<b>はじめての特許調査 (I)</b> ~特許情報検索での公報の読み方~
3. サーチャーターに必要な営業的センス <ul style="list-style-type: none"> <li>いかにして顧客の信頼を得るのか</li> <li>できるサーチャーターは議事録でわかる</li> </ul>	1. 企業活動における特許調査のタイミング 2. 特許調査の種類と目的 3. 特許公報の種類 4. 特許公報の構成と情報の見方 5. 請求項の読み方 6. 請求項と明細書の記載形式・表現形式 7. 特許公報の速読判断~簡単な速読判断の実習~ 8. 特許分類の構成、技術テーマに則した分類 9. 調査目的に応じた見方 (概要)
4. キャリアの活かし方 <ul style="list-style-type: none"> <li>技術的背景</li> <li>人脈</li> </ul>	<b>3 日目</b>
5. 特許調査をするうえで知っておくべきこと <ul style="list-style-type: none"> <li>サーチャーター的明細書の読み方</li> <li>データとしての特許情報</li> <li>検索システムの仕組み</li> </ul>	<b>はじめての特許調査 (II)</b> ~特許調査種類別の検索とポイント~
6. 未来のための軌跡づくり	1. 特許調査に際しての一般的な留意点 2. 特許調査のやり方 3. 特許検索のポイント ~検索キーの選定 (技術用語、特許分類、他) 4. 特許調査の種類ごとのアプローチ ~動向調査、先行技術調査、侵害予防調査~ 5. 検索実例~特許調査アプローチを体験 (PC 実習) 6. 実習 ~動向調査の実践 (PC 実習) 7. 実習 ~侵害予防調査の実践 (PC 実習)

## 【お申込み】

当社ホームページよりお申し込みください。 URL: <https://www.jpds.co.jp/seminar/application.html>

## 【備考】

セミナーご参加の方で事前にご質問や特に説明をお聞きになりたい内容がございましたらお申出下さい。セミナー当日に可能な限りお答えさせていただきます。

## 【日本弁理士会継続研修について】

本研修は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として単位が認められる場合があります。ただし、TV会場での聴講の場合には継続研修の認定対象外となります。